原判決を破棄する。

被告人Aを無期懲役に、同Bを懲約一〇年にそれぞれ処する。

押収にかかる七首一振(昭和三〇年領第一七五号の二一)は被告人Aより、同七首一振(同領号の一五)は同Bよりそれぞれこれを没収する。

押収にかかる背広上着一枚、ズボン一枚、煙草「富士」四個、現金一三一〇円、合オーバー一着(昭和三〇年領第一七五号の一乃至四及び一三)はいずれもこれを被害者Cに、同懐中電灯一個(同領号の一八)はこれを被害者Dに、同財布一個(同領号の二〇)はこれを被害者Eにそれぞれ還付する。

訴訟費用中、原審において被告人両名の各国選弁護人に支給した分はいずれも当該被告人の負担とし、当審において国選弁護人江島晴夫に支給した分は被告人Bの、証人F、G、H、Iに各支給した分は被告人Aのそれぞれ負担とする。

被告人A、同被告人の弁護人森永竜雄、並びに被告人Bの弁護人江島晴夫の各控訴の趣意は記録編綴の各控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

被告人Aの論旨第一点について

所論は原判示第六の事実につき殺害の意思は無かつたものである旨事実の誤認を 主張するのである。しかし右殺意の点は原判決の挙示する照応証拠によつて優に証 明することが出来、記録を精査し、当裁判所の証拠調の結果に徴するも原判決に事 実誤認の疑は見出されない。論旨は理由がない。

同被告人の論旨第二点及び同被告人の弁護人森永竜雄の論旨について

所論はいずれも原判決が被告人Aに対し死刑を言渡したのは量刑不当であると主 張するのである。よつて記録並びに当審証拠調の結果を検討するに、同被告人は原 判決摘示の如き犯罪経歴を有するにかかわらず、その後もいささかも改悛するとこ ろなく、原判示各強窃盗の犯行を重ねたものであり、その内刺身庖丁等の兇器を突 付けて強盗に及ぶこと三回、しかも警察の手が延び身の危険を知るやレヒ首を用意し警察官を殺傷しても、あくまで逃走しようと決意するに至つたばかりでなく、実父」において被告人が今後どのような罪を犯すかもしれないから一日も早く逮捕されることを望むと漏した由を聞知するや、立腹して実父殺害をも企図した程のものであり、揚句の果て原判示第六記載の如く警察官K外三名から逮捕されようとする や、かねて覚悟のとおり逃走する為には警察官を殺傷するもやむなしと決意し、 し持つた七首をかざして右四名に対し必死の抵抗を為し、遂に右Kを殺害し、 名に原判示の如き重傷を加えるに至つたものであつて、その兇暴さはたぐい稀であ るということが出来る。しかしながら他面右各証拠によれば被告人は本件各強盗の 犯行において、出刃庖丁等の兇器を突きつけてはいるが、これはいずれの場合にお いても脅迫の為にのみ用いられており、これを以て被害者の身体生命に危害を加え ようとはしていないこと、原判示第六の犯行も被告人逮捕の為赴いた警察官数人に追いつめられた際逃走し度い一念から窮余遮二無二七首を振廻した結果の出来事で あるとも見られること、警察官の方にも被告人に乗ぜられる油断がなかつたとはい えないこと、等被告人に有利と認められる諸事情も認められるのであり、 事情に、被告人の今日の反社会性はその生立、家庭環境に原因することが多いと思 料されること、被告人が未だ二五年に満たぬ若年者であること等の諸点を勘案すれ ば、被告人の反社会的性格は必ずしも未だ矯正不能の程度のものとは思料されないのである。茲において当裁判所は一般予防の立場からばかりでなく特別予防の立場 からも慎重に考慮を重ねた結果被告人に対しては死刑をもつて臨むよりはむしろ無 期懲役を選択処断するのが刑政の目的に副うものであるとの結論に到達したのであ る。しかるに原審は事茲に出でず被告人に対し死刑を言渡したであるからこれは不 当に重い処置であるといわなくてはならない。論旨は理由があり原判決は此の点に おいて破棄を免がれない。

被告人Bの弁護人江島晴夫の論旨第一点について

所論は原判示第二の(四)の事実につき被告人等は窃盗の行為を完了した後強盗に着手しているのであるから原審が準強盗既遂と認定したのは事実誤認である。仮に然らずとするも原判決が被告人等が原判示しに対して加えたと判示している暴行脅迫は、同人の反抗を抑圧したかどうか明らかでないから被告人等の所為を以〈要旨〉て準強盗と認定したのは事実誤認であるというのである。しかし原判決の認定したところによれば、被告人等〈/要旨〉は原判示D方寝室で同人所有の現金二百円外一点を窃取し、更に金品物色中右Dに感づかれたので、同女を脅迫し金品を強取しよ

いずれも理由がない。 同弁護人の論旨第二点について

所論は原審が被告人Bを懲役一二年に処したのは量刑重きに失し不当であるというのである。よつて記録並びに当審証拠調の結果を検討するに本件犯行の動機、三切数、被告人に昭和二七年八月四日窃盗、恐喝罪により懲役一年六月以下に処せられた犯罪経歴のあること、本件犯行によって得た金品の使途を告れた犯罪経歴のあること、本件犯行によいて得た金品れば、年末の計歴がないこと、本件犯行はともともとであるが、他面右各証拠によれば、を告と被右前科の外強盗その他特に兇悪な犯罪の前歴がないこと、本件犯行はとと、本件犯行はよる強盗のであるに当びであると認められること、本件犯行はいるが、それはいずれの場合に出でてはいるが、それはいずれの場合において被害者に突つける等の兇暴な所為に出でてはいるが、それはいずれの場合に対したる強盗のの為にのみ用いられており、之を以て直接被害者の身体生命に対しをでするようとはでいるが、その他記録にあらわれた諸般の情状を考察に対しきくないこと、その他記録にあらわれた諸般の情状を考論を対したさして大きくないこと、その他記録にあらわれた諸般の情状を考論を対しまして対し懲役一二年を科したことは酷に失するものと認める。論旨は理由があり原判決は此の点において破棄を免がれない。

よつて刑事訴訟法第三九七条第一項第三八一条に則り原判決を破棄し同法第四〇〇条但書に従い直に判決すべきものとする。

「原門、保証では、 「原門、保証では、 「原門、保証では、 「原門、保証では、 「原門、保証では、 「原門、保証では、 「ののに、 「のに、 「のに、

(五)、第三、第四、第五の(一)の各所為中、住居侵入の点はいずれも同法第一 三〇条、罰金等臨時措置法第二条第三条、刑法第六〇条(但し刑法第六〇条は第五の(一)については適用しない)に、同第二の(二)の所為中強盗傷人の点は同法 第二四〇条前段第六〇条に、同第二の(四)の所為中強盗の点は同法第二三八条第 二三六条第一項第六〇条に、同第二の(一)、(三)及び第三、第四の各所為中窃盗の点はいずれも同法第二三五条第六〇条に、同第五の(一)の所為中窃盗の点及 び同第七の(二)、(三)の各所為はいずれも同法第二三五条に、同第二の(五) の所為中窃盗未遂の点は同法第二四三条第二三五条第六〇条に、同第五の(二 () の 所為は銃砲刀剣類等所持取締令第二六条第一号第二条に、同第七の(一)の所為は 刑法第九八条に各該当するところ、右第二の(一)乃至(五)及び第三 五の(一)の各所為中住居侵入は強盗傷人、強盗、窃盗、同未遂のいずれも手段た る関係にあるから、同法第五四条第一項前段第一〇条に則り、それぞれ最も重い強盗傷人、強盗、窃盗、同未遂の罪の刑に従い、右第二の(二)の強盗傷人の罪につ いては所定刑中有期懲役刑を、第五の(二)の銃砲刀剣類等所持取締令違反の罪については所定刑中懲役刑を各選択し、累犯にかかる前科があるから刑法第五六条第一項第五七条に則り前記第二の(二)の強盗致傷罪、第二の(四)の強盗罪の刑については同法第一四条の制限内で、いずれま界犯加重をなし、以上は同法第四五条 ついては同法第一四条の制限内で、いずれも累犯加重をなし、以上は同法第四五条 前段の併合罪であるから同法第四七条第一〇条に則り右強盗致傷の罪の刑に同法第 一四条の制限内で併合罪の加重を為した刑期範囲内で同被告人を懲役一〇年に処す べきものとする。

その外没収につき刑法第一九条第一項第一号第二項本文、押収品の被害者還付につき刑事訴訟法第三四七条第一項、訴訟費用の負担につき同法第一八一条第一項本文を適用し主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 村木友市 裁判官 渡辺雄 裁判官 原田博司)